

【赤字：変更点】

令和 4 年度から臨床研修を開始する研修医の
臨床研修病院の募集定員算定方法について（案）

青森県において、令和 4 年度から臨床研修を開始する研修医の臨床研修病院の募集定員について、下記の通り算定することとします。

記

ア 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去 3 年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案しウ、エに規定する方法により定める数を加算する。（アから求められる数値を「A」とする。以下同じ。）

イ 当該病院が所在する県内にある臨床研修病院のアにより算出された募集定員の合計（当該合計数値を「A'」とする。以下同じ。）が、厚生労働省から連絡される募集定員配分可能数の内訳の「基本となる数」に「地域枠」を加えた値（当該基礎数値を「B」とする。以下同じ。）を超える場合は、以下の計算式により算出した値（小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入した値）とする。ただし、病院が希望する募集定員（当該希望数値を「C」とする。以下同じ。）が、それを下回る場合はCの値とする。

$$A \times B / A' \quad \text{ただし、Cが当該値を下回る場合はC}$$

ウ アにおいて加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前々年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が 20 人以上の場合を 1 とし、5 人増える毎に 1 を加え、80 人以上の場合を 13 とする。

エ ウにいう「医師派遣等」とは、(ア)～(オ)のすべてを満たす場合とする。

(ア) 以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。

- ① 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- ② 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- ③ 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

(イ) 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。

(ロ) 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。

(エ) 県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

(オ) 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

オ 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあっては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を2人とする。

カ 県による調整枠の配分

県は、募集定員の合計が県の募集定員の上限に達していない場合は、当該上限を超えない範囲内で、募集定員を各病院に配分することができる。

キ 小児科・産科研修プログラム分の配分

県は、小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限を超えない範囲で4を配分すること。

ク 情報提供された各病院の募集定員の調整

県は、ア又はイにより算出された各病院の研修医の募集定員について、その募集定員の合計を超えない範囲内で、必要な調整を行うことができる。

調整を行う場合には、募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

医師少数区域に所在する医療機関に対して調整に伴う同意を得るに当たっては、十分に事情を聴取するなどの配慮をすること。